

自転車に乗っていて「被害者」になった時
(* 主な相手／『自動車』『オートバイ』)

事故後の対処方法

1. 小さな事故であっても、必ず『おまわりさん(警察官)』に来てもらって調書を書いてもらう。
 - * 後日、なるべく早く『交通事故証明書』を『自動車安全運転 センター』に依頼して発行してもらうこと。(保険会社から保険金を請求する場合などは『交通事故証明書』が必要になります)
2. 軽い怪我の場合でも、必ず医師の診断を受ける。
3. 相手(加害者)を十分に確認する。
 - * 相手の名前、住所、連絡先、勤務先、車の登録ナンバーをメモしておく。
 - * 相手の運転免許証や自動車検査証、保険などの証明書を見せてもらい、免許証番号や保険番号などのメモをとる。
4. 保険に加入している場合には、事故の状況を**ただちに**保険会社または取り扱い代理店に連絡する。
 - * この手続きをしないと、保険金が支払われません。
その後の手続きは保険会社担当者にご相談下さい。